

議案第55号

天理市税賦課徴収条例の一部改正について

天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年12月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項及び第144条第1項中「5月15日から同月31日まで」を「4月15日から同月30日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（平成31年度分の固定資産税の納期に関する特例）

第2条 平成31年度分の固定資産税に限り、改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第67条の規定の適用については、同条第1項中「同月30日」とあるのは、「5月31日」とする。

（平成31年度分の都市計画税の納期に関する特例）

第3条 平成31年度分の都市計画税に限り、新条例第144条の規定の適用については、同条第1項中「同月30日」とあるのは、「5月31日」とする。